

Ⅲ 共同処理事業計画

1. 地方拠点都市地域の整備

【これまでの取組と成果】

地方拠点都市地域は、地方全体の活力の低下が見られる一方で、人口と諸機能が東京圏への一極集中により、過密による大都市問題が深刻化する状況が生じたことから、地域社会の中心となる地方都市と周辺の市町村からなる地方定住の核となる地域で、本圏域は隣接する田辺圏域とともに、和歌山県田辺・御坊地方拠点都市地域整備推進協議会を設立し、平成5年に地域指定を受けました。

地域指定が受けられたことにより、平成6年に、おおむね10年間の計画で、都市機能の集積や居住環境の整備等を目的に「和歌山県田辺・御坊地方拠点都市地域基本計画（当初基本計画）」を策定し、各拠点地区の整備事業を実施してきたところ、平成17年に市町村合併による計画期間の延長と旧本宮町の加入に伴う地域指定の変更を行い、その後、平成20年には当初基本計画の取組内容を踏まえて、同計画の改訂版を策定しました。

【現状と課題】

当初基本計画に掲載されている整備事業でも時代の変遷とともに、必要性が薄れてしまった計画や厳しい財政状況で事業化が困難な計画もあります。

【主要計画（今後の取組）】

地方拠点都市地域の指定を受け、各拠点地区の整備事業を実施してきましたが、当初基本計画の策定から15年以上を経過して、一部未実施の事業があるものの、所期の目的は達成できたことから、地域指定の解除に向けた取組を行います。

2. ふるさと市町村圏事業の推進

【これまでの取組と成果】

ふるさと市町村圏基金の原資20億円の運用益を活用して、各種団体等に助成を行い、地域文化の振興、教養文化活動の推進、スポーツイベントによる圏域内外との交流・活性化に努めてきました。

平成21年3月末に、ふるさと市町村圏事業の根拠となっている、ふるさと市町村圏推進要綱が廃止となりましたが、本圏域の振興整備には、今後もふるさと市町村圏事業が必要であるとの判断から継続して推進します。



(杉田二郎&細坪基佳コンサート)

【現状と課題】

現状は、原資11億円を取崩して、残り9億円からの運用益で各事業に助成を行っています。今後、新たな事業展開を図る必要も考えられますが、国債等で運用している関係上、景気動向によっては、運用益が減少する可能性もあるので、慎重に対応することが求められます。



(宮子姫道成寺を舞う公演)

年度別事業一覧表

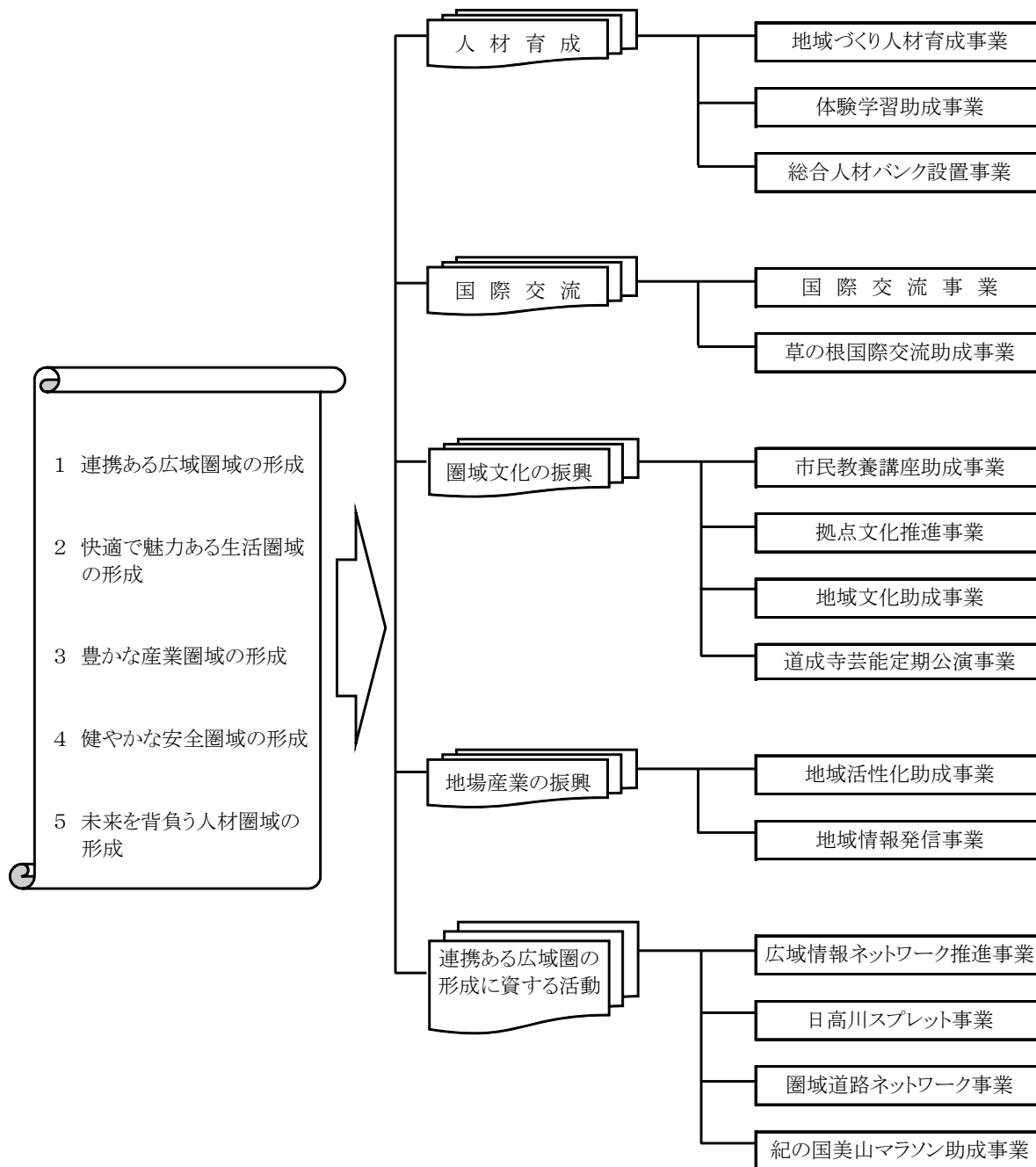
(単位：千円、人)

事業名		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
市民教養講座	助成金	2,700	2,800	2,800	2,800	2,800
	聴講者	4,446	4,270	4,599	5,695	5,900
拠点文化推進事業 熊楠の里音楽コンクール	助成金	500	500	500	500	500
	参加申込者	98	95	69	71	93
紀の国美山マラソン	助成金	4,600	4,600	4,600		
	参加者	766	718	967		
文楽日高川公演	助成金					1,000
	入場者					850
助成金合計		7,800	7,900	7,900	3,300	4,300
運用益		8,000	8,100	12,996	13,041	9,175

【主要計画（今後の取組）】

基金の原資が9億円となり、現状の継続的な事業に対する助成を基本としつつ、広域的な観点から今後も、ふるさと市町村圏事業による圏域の振興を図ります。

【ふるさと市町村圏事業一覧】



3. 地球温暖化防止の推進

【これまでの取組と成果】

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成20年度を基準年度とする*温室効果ガス排出量の削減のための措置に関する計画(*地球温暖化防止実行計画：計画期間は平成21年度から平成25年度)を平成21年8月に策定しました。

しかし、平成22年4月1日に政令が一部改正され、温室効果ガスの算定に用いる排出係数が変更になり、また、平成21年度における実施状況の点検を行った結果、温室効果ガスの削減目標を2%から7%に見直すため、同実行計画の改定版を策定しました。

平成21年度の実施状況では、本組合の事務・事業における温室効果ガス排出量の大部分を占めるのは、廃プラスチック類の焼却及び電気の使用量です。

(kg-CO₂換算)

項目	基準年度 (平成20年度)	平成21年度	基準年度との比較
温室効果ガス排出量	8,746,960	8,279,878	5.3%の削減

平成21年度の温室効果ガスの排出量は、8,280tで、基準年度(平成20年度)に比べると467t(5.3%)の削減となりました。原油に換算しますとドラム缶で、約1,640本分になります。

計画期間の5年間で7%削減の目標に対して、初年度において、5.3%と高い削減率が達成できました。

【主要計画(今後の取組)】

本計画を推進していくためには、職員一人ひとりの取組が重要となりますので、今後も更に、地球温暖化防止に対する職員の意識高揚を図り、目標達成に向けた取組を進めます。

また、本計画の取組と成果を踏まえて、平成26年度以降の次期計画についても、策定いたします。



(EEパーク：マイクロ風力発電)

4. ごみ処理施設（御坊広域清掃センター）

（1）ごみ焼却施設

【これまでの取組と成果】

平成10年4月に、ごみ焼却施設(98t/16h)として稼動後、毎年定期的な年次整備点検及び耐火材補修を実施するとともに、特に摩耗老朽化の進んだ機器設備のごみ供給コンベア、ごみ供給機、排ガス分析機器等の更新を行いつつ、安定処理に努めてきました。

公害防止面においては、*ダイオキシン規制値*1ng-TEQ/m³のクリアはもちろん、その他の*NO_x・*SO_x・*HCL・*煤塵濃度についても排ガス規制値を全てクリアすることに細心の注意を払い、継続処理に努めてきました。

○施設の維持管理状況

過去3年間の整備・補修内容は、表1のとおりです。

表1 (単位：円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
焼却設備整備点検	53,025,000	54,600,000	47,985,000
耐火材等補修	44,100,000	61,950,000	42,735,000
ごみ供給コンベア更新	40,032,000		
不燃物コンベア更新		38,850,000	
ごみ供給機等更新			25,200,000
排ガス分析機器更新			33,810,000
計	137,157,000	155,400,000	149,730,000

【現状と課題】

①受付状況

過去3年間の受付実績は、表2のとおりです。

表2 (単位：t)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
可燃ごみ	17,779.67	17,273.57	16,496.51
不燃ごみ	521.34	518.65	571.18
可燃性大型ごみ	2,739.27	2,487.61	2,570.21
不燃性大型ごみ	675.12	593.41	621.76
プラスチックごみ	1,070.69	1,008.99	992.01
脱水汚泥	480.13	481.44	521.89
計	23,266.22	22,363.67	21,773.56

過去3年間の受付量は、人口減とともに年々3～4%の減少傾向にあります。

②運転体制

平成10年4月から1班4名の3班12時間交代制により直営で運転を継続して来ましたが、平成22年度からは3班のうち1班4名を外部委託に移行し、焼却処理を継続しています。

③施設の維持管理

稼動後13年を経過し、基幹的設備の連続運転による老朽化が進み、経

費節減に配慮した計画的補修・更新を実施していますが、突発的な故障も多々発生してきているため、執行に当たっては緊急性、必要性等を精査しながら弾力的に対応しています。

平成18年度から美浜町、平成21年度から由良町の下水道脱水汚泥を受け入れており、平成24年度以降に御坊市の下水道脱水汚泥受入れが予定されていることから、その対応が課題となります。

【主要計画（今後の取組）】

①リサイクルの推進

再生利用が可能な可燃ごみについては、リサイクル化の推進に努めます。

②運転体制

焼却処理については、平成22年度から一部外部委託（1班4名）を導入しましたが、平成26年度には2班8名体制とし、平成29年度には3班12名体制として、全て外部委託にする方針です。



（小学生の見学風景）

③施設の維持管理

稼動から13年が経過しており、大規模な*基幹施設改良工事を実施することも考えられますが、本施設としては、回転・摩耗機器等の毎年の適切な定期点検整備及び耐火材等の補修を実施することにより、突発的な機器故障の発生を極力軽減し、焼却性能水準の維持に努めます。

また、耐用年数を経過した電気設備・機械設備の改良・更新については、財政面及び今後の更新計画を考慮しつつ、適切な年度に計画的に改良・更新を行うことにより、施設の*長寿命化・延命化を図り、財政支出の節減に努めます。

④施設の整備・補修計画

今後3年間の予定は、表3のとおりです。

表3

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
焼却設備整備点検	○	○	○
耐火材等補修	○	○	○
集塵機ヘッダー管更新	○		
不燃物排出機更新		○	
空気圧縮機更新		○	
中央制御システム更新		○	○
基幹設備更新			○

⑤施設の更新計画

施設の更新については、稼動から25年が経過する平成35年度を一応

の更新年度と設定し、整備補修計画を進めていきます。

また、環境省から平成20年3月に「*ストックマネジメント」が導入され、施設の長寿命化、*ライフサイクルコストの低減を通じ、効率的な更新整備や保全計画を充実させるという観点から、今後、この長寿命化を図る体系的な手法を取り入れることも検討し、更に存続期間の延長を目指して取り組んでいきます。

(2) 資源ごみ・不燃ごみ等処分事業

【これまでの取組と成果】

平成10年の新施設稼動時から5種分別を実施しており、資源ごみ・不燃ごみ・廃家電・廃鉄類の4品目については、全て外部委託により処分を行ってきました。

【現状と課題】

○処分状況

過去3年間の委託処分状況については、表4のとおりです。

表4 (単位：t)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
資源ごみ	1,110.42	1,129.99	1,051.36
廃家電	90.96	119.36	113.62
不燃ごみ	827.30	848.52	921.13
廃鉄類	337.06	300.01	300.56
計	2,365.74	2,397.88	2,386.67

毎年の委託処分量は、ほとんど変わらず推移してきています。

景気による処分単価の変動があり、特に、廃鉄類はその影響を大きく受けることが課題です。

【主要計画（今後の取組）】

資源ごみ及び不燃ごみ等の外部資源化、処分委託については、今後も継続していきます。

(3) ペットボトル粉砕処理施設

【これまでの取組と成果】

平成12年度から*拠点回収を開始し11年を経過しますが、粉砕施設の大きな故障もなく順調に粉砕処理を継続してきました。

プラスチックごみからペットボトルを拠点回収することにより、年間70tを超える量の資源化が図られています。



(ペットボトルのラベル・キャップ除去作業)

【現状と課題】

○処理状況

過去3年間の処理状況については、表5のとおりです。

表5 (単位：t)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
拠点回収量 (A)	97.05	94.52	89.58
資源化粉碎量 (1級)	66.90	61.20	67.80
資源化粉碎量 (2級)	8.10	11.10	12.00
小計 (B)	75.00	72.30	79.80
資源化率(%) (B)÷(A)	77.3	76.5	89.1

拠点回収量は、ここ数年減少傾向にあります。

施設は稼働から11年を経過しますが、大きな故障もなく運転しています。

また、ラベル・キャップ取りの委託先である知的障害者施設による作業も順調に遂行されています。

【主要計画 (今後の取組)】

ペットボトル拠点回収による粉碎処理・資源化については、今後も継続していきます。

施設更新については、ごみ焼却施設の更新時期まで適正な補修・整備を実施し、延命化に努めます。

(4) 廃プラスチック減容処理施設

【これまでの取組と成果】

平成17年度からの廃プラスチック分別収集と同時に施設も稼働し、6年を経過しています。機器本体は、摩耗の激しい回転・破碎・圧縮が主体で、毎年3～4回の肉盛り補修を実施し対応している状況です。

廃プラスチックの分別収集により、可燃ごみ量の減少及び焼却排ガスのダイオキシン濃度の低下が図られています。

【現状と課題】

○施設の補修状況

過去3年間の補修状況は、表6のとおりです。

表6 (単位：円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
先端シャフト等肉盛り補修	2,293,200	1,073,940	1,482,600
ディスクプレート・エコル肉盛り		1,411,200	
先端パレル交換	656,250		1,554,000
電気設備補修		320,250	
計	2,949,450	2,805,390	3,036,600

*廃プラスチック減容処理は、外部委託3名による適正処理を継続しています。

減容物は、週に1～2回のペースで和歌山基地まで委託業者が搬送し、
*大阪湾フェニックス処分場に埋立しています。

近年、機器本体の摩耗損傷が激しく、毎年の肉盛り補修及び摩耗部品等の交換頻度が増加傾向にあります。

【主要計画（今後の取組）】

本施設は、稼動して6年を経過しており、毎年の肉盛り補修及び摩耗部品の適切な交換により、できる限り施設を長く存続させるよう努めますが、年々、圧縮回転機器の摩耗損傷が激しくなると予想されます。

よって、汎用機器の耐用年数とされる7年を経過する平成24年以降、次期施設処理方針の選定について、早期に検討を行っていくものとします。

(5) 浸出水処理施設

【これまでの取組と成果】

平成元年以降、最終処分場から浸出する埋立汚水の浄化処理を行ってきました。その処理水は、ごみ焼却稼動時には、ほぼ全量をごみ焼却用冷却水として循環利用しており、二級河川壁川への放流水量の軽減を図っています。

処理水質面では、放流水のダイオキシン排出基準である*1pg-TEQ/lに対し、1/100以下にまで低減されており、放流先の河川水質より低い状況を維持しています。

【現状と課題】

○施設の維持・補修状況

表7は過去3年間の維持・補修状況で、年々増加傾向にあります。

表7 (単位：円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
浸出水処理施設整備点検	840,000	2,320,500	1,438,500
施設送水配管補修			1,365,000
計	840,000	2,320,500	2,803,500

施設は稼動後22年を経過し、老朽化が進行しつつありますが、毎年の適切な年次点検整備を実施することにより、運転が継続できている状況です。また、4～5年に1回の頻度で各水槽内に堆積した汚泥の浚渫を行い、水槽内の配管機器の点検を実施しつつ適正処理に努めています。

【主要計画（今後の取組）】

浸出水処理施設は、基本的に最終処分場が存続する限り必要な施設であり、今後も継続して汚水処理が出来るよう、毎年の適切な整備補修を実施し、適正処理に努めます。

(6) 焼却灰等最終処分計画

【これまでの取組と成果】

昭和55年の旧焼却施設及び粗大ごみ処理施設稼動以来、焼却灰及び不燃物*残渣をD工区(S55～S60、21,606m³)、C工区(S61～H7、27,935m³)、B工区(H2～埋立中、49,444m³)の3工区で埋立処分を行ってきました。

平成18年度からは、*大阪湾フェニックス計画のエリア拡大に伴う追加加入により、*焼却飛灰及び廃プラスチック減容物を搬送し埋立処分しています。

【現状と課題】

○埋立処分状況

過去3年間の大阪湾フェニックス処分場への埋立状況は、表8のとおりです。

表8 (単位：t)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
焼却飛灰	1,315	1,579	1,526
廃プラスチック減容物	1,028	439	416
計	2,343	2,018	1,942

平成19年度の廃プラスチック減容物は、平成17年度の堆積分があったための一時的な増加であり、平成20年度以降は1,900t～2,000t程度で推移しています。

B工区には、引き続き焼却残渣（金属類及び*流動砂）の埋立を継続します。

大阪湾フェニックス処分場には、焼却飛灰及び廃プラスチック減容物を外部委託により和歌山基地まで搬送し、大阪沖処分場に埋立処分しています。

大阪湾フェニックス計画による処分場は、現在のところ平成33年までの存続となっており、その後の次期処分場整備計画は、現在、未定です。

【主要計画（今後の取組）】

現在、埋立中のB工区については、今後も大阪湾フェニックス処分場に持ち込めない焼却残渣の埋立を継続します。また、台風等による大阪湾フェニックス処分場への搬送が不能な場合や災害時に廃棄物が発生した場合の処分先として、今後も引き続き整備・管理していくものとします。

大阪湾フェニックス計画については、平成33年以降の次期処分場整備計画が推進される場合には、引き続き加入する方針です。

5. し尿処理施設（御坊クリーンセンター）

【これまでの取組と成果】

昭和63年稼働の第1施設及び平成6年稼働の第2施設の*躯体と一部水槽を活用しつつ統合し、経費節減を図った*脱水汚泥の助燃剤化施設・汚泥再生処理センターを整備し、平成18年度から稼働しています。

脱水汚泥を含水率70%以下とし、全量、御坊広域清掃センターに搬送され、助燃剤として焼却処理されています。

新施設への更新により、平成12～平成15年度の処理経費2,749円/kℓが平成18～平成21年度の処理経費1,956円/kℓへと、約800円/kℓの経費節減が図られています。

○施設の整備点検・補修状況

過去3年間の内容は、表1のとおりです。

表1

(単位：円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
前処理設備整備	262,500	7,455,000	3,654,000
脱臭ファン整備点検	420,000	1,680,000	1,008,000
酸素溶解用循環ポンプ整備	2,440,200	7,455,000	5,355,000
ガス攪拌ブロワ整備	1,050,945	816,900	680,400
脱水機整備点検		3,150,000	3,045,000
破砕ポンプ整備点検	942,900	939,750	840,000
計	5,116,545	21,496,650	14,582,400

平成19年度は、平成18～平成19年度の2ヶ年保証期間であり、整備点検費が抑制できましたが、平成20年度以降は、平成19年度比3～4倍の推移となっています。

【現状と課題】

①受入状況

過去3年間の受入実績は、表2に示すとおりです。

表2

(単位：kℓ)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
生し尿	12,730.33	12,105.32	11,269.77
簡易水洗	2,960.61	2,865.40	2,608.28
単独浄化槽汚泥	10,689.06	10,366.07	10,120.90
合併浄化槽汚泥	14,983.59	15,613.60	16,483.69
農漁業集落排水汚泥	2,884.73	3,472.04	3,643.37
下水道汚泥	419.15	474.25	462.87
計	44,667.47	44,896.68	44,588.88

受入量の平均が44,718kℓであり、日量122.5kℓの受入量となっています。

過去3年間の処理人口が70,389人(H20.3.31)から69,117人(H22.3.31)と1.8%の減少に対して、受入量は0.2%の軽微な減少にとどまっており、人口に見合った減少にない状況が続いています。

②運転体制

平成21年度以降、職員10名で処理を行っています。

勤務体制は、月曜日～土曜日までの週6日、午前8時～午後4時45分までの1日7時間45分です。



(視察風景)

【主要計画（今後の取組）】

現施設の更新予定は、稼動から20年を経過する平成37年度を一応の目途と設定し、適切な整備点検修理を実施し、安定した施設管理に努めます。

次期施設建設用地として、平成21～平成23年度の3年間において、現施設東側の隣接地を取得する計画です。

6. 広域青少年補導センター

【これまでの取組と成果】

平成21年度に補導した青少年の総数は、135人となっています。補導総数は、平成17年度の326人をピークに減少の一途をたどり、平成20年度には最少の110人になっていますが、翌年度から増加に転じている状況です。平成18年度までは、補導総数に占める女子の割合が20%を超えていましたが、平成19年度からは、15%程度に減少しています。

補導総数の6割強が*深夜徘徊であり、補導センターも毎月1回夜間巡視を行って、数人程度の青少年を補導しています。次に多いのが喫煙、窃盗、粗暴行為等の順となっています。中でも近年、増加しているのが窃盗（万引き、自転車盗）で店の商品や他人の物を窃取することに対する罪の意識の低下が見られ、ゲーム感覚で万引きをしたという小学生もいます。そのほか、大型店の駐輪場で無施錠の自転車が横領されるという事案も増加しています。

【補導総数の推移】

(単位:人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
男子	260	168	138	94	114
女子	66	65	26	16	21
計	326	233	164	110	135

【現状と課題】

情報化の波は地方にも浸透し、携帯電話を通じて仲間と交わったり、メールを通じて友達と気軽に情報交換をしています。児童・生徒にとって携帯電話は、生活必需品となってきました。しかし、メールを通じて「学校裏サイト」なるものを立ち上げ、学校や友達の悪口、特定の児童・生徒をいじめるなど負の部分も社会問題になっていることから、監視をするために*ネットパトロールが行われています。



(人形劇)

児童・生徒の登下校途中、車に乗った男性から声かけをされる、盗撮をされるといった不審者情報が多発し、地域ぐるみで、児童・生徒の安全を確保する取組も進んでいます。補導センターでは、入手した不審者情報の中で重大な事案については、県の防犯メールや新聞社に掲載をお願いして注意を促しています。また、女性補導員が中心となって、不審者から声かけをされた場合の対応について人形劇に仕立て、管内の幼稚園、保育園等で防犯教室を開催しています。

一方、薬物依存の問題も中学生や高校生の段階で啓発活動をしていかなければならない時代になっていますので、補導センターでは職員が研修を積んで薬物乱用教室を開催し、薬物に対する正しい知識の普及にも努めています。

【主要計画（今後の取組）】

携帯電話やパソコンのインターネットを通じて、興味本位で有害サイトにアクセスしていくというケースが見られ、健全育成の観点から*フィルタリングシステムの強化が求められています。携帯電話の購入時に保護者がしっかりとした認識をもって、有害情報から青少年を守っていくことが大切です。

未成年者の喫煙防止のために、「*タスポ」が導入されましたが、充分普及していない現状なので、更に改善を加えて本来の目的が達成できるようにしていくことが求められています。

子育てのすべてを学校にまかせるのではなく、家庭、地域住民、関係機関がそれぞれの分野で連携し、支援する体制を充実させることが重要です。次代の日本や地域を背負っていく青少年が、しっかりとした学力、体力、生活力、判断力をつけるとともに、夢や希望をもってまっすぐに成長していける社会を実現するため、補導センターもその一翼を担っています。今後も非行防止、健全育成の拠点として、学校と警察、あるいは学校と家庭とのパイプ役として、相談活動等の充実を図ります。

7. 介護認定審査

【これまでの取組と成果】

医療・保健・福祉の学識経験者による委員が、5人で1つの*合議体を構成する*介護認定審査会（現在は9つの合議体があり、委員数は45人）を設置し、全国一律の基準に基づき、公平、公正かつ的確な運営に努めています。

審査判定については、介護認定審査会の委員研修、正副合議体の長連絡会議の実施のほか、審査判定の統計分析等を行い、合議体間の審査判定の平準化を図っています。また、審査判定の資料となる認定調査においても、構成市町の介護保険等担当課長会による*認定調査員研修、基本調査項目の*選択基準質疑問答集の作成等、認定調査の充実に向けた取組に協力しています。

事務処理体制については、要介護認定業務の効率化を図るため、認定支援ネットワークを構築し、構成市町と本組合とで要介護認定情報の一元管理を行っています。

【主要計画（今後の取組）】

介護認定審査会の体制については、審査会の円滑な運営を図るため、関係機関の協力のもと、審査会委員の確保に努めます。審査判定については、委員研修、正副合議体の長連絡会議、合議体間の審査判定の統計分析等の充実を図り、合議体間の平準化に努めます。また、認定調査においても、引き続き構成市町の介護保険等担当課長会による認定調査員研修等の取組への協力を行います。



（介護予防サロンの風景）

事務処理体制については、要介護認定業務の効率化を図るため、*認定支援ネットワークシステムを継続して運用します。なお、平成23年度に、現在稼働中のシステムサポートが終了するため、新たなシステムを構築するとともに、要介護認定制度の改正に適切に対応し、円滑な要介護認定業務に努めます。

今後、団塊の世代が高齢者年齢に達する等により高齢者人口が増加し、それに伴い、要介護認定申請者数の増加が予想される中、3年ごとに見直される要介護認定制度の改正にも注視し、円滑に介護認定審査会の運営が行えるよう、構成市町と連携を図りながら適切に対応を行います。

8. 障害程度区分審査

【これまでの取組と成果】

平成17年10月に成立した障害者自立支援法に基づき、平成18年4月から、*障害者等の障害程度区分に関する審査判定業務を行う*市町村審査会を設置し、運営を行っています。

市町村審査会は、構成市町が行う調査の結果と医師の意見書に基づき、総合的に審査判定を行っています。医療・保健・福祉の学識経験者で3障害（身体、知的、精神）に精通した5人の委員により、全国一律の基準に基づき、公平、公正かつ的確な審査判定による運営に努めています。

【主要計画（今後の取組）】

現在、国では障害者自立支援法の改廃を含めて、障害者福祉制度の見直しなどが論議されており、今後は、国の動向に注視し、情報収集に努め、構成市町と調整を図りながら必要な対応を行います。審査会においては、引き続き公平、公正かつ的確な審査判定による運営に努めます。

現行法においては、平成24年3月31日が*新体系への移行期限日となっており、平成23年度は未移行施設の利用者からの申請が見込まれます。また、平成24年度は、制度開始から3年ごとの更新申請が集中する年に当たります。こうした審査件数の増加が見込まれるため、審査判定業務が円滑に行えるよう、構成市町と調整を図り、計画的な運営を行います。

9. 行財政改革への取組

(1) 事務・事業の見直し

限られた財源と人材の中で、より効率的な事務執行を行うため、受益と負担の公平性の確保、経費負担のあり方、費用対効果を分析する等、一層事務事業の整理合理化を推進します。

① 自主財源の確保

過去3年間の主な自主財源の決算額は表1のとおりですが、ごみ処理手数料については、施設の管理運営経費の節減に努めるとともに、受益者負担の原則により、受益と負担の公平性の確保を図りながら、限られた中での自主財源の確保に努めます。

表1

(単位：円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
ごみ処理手数料	25,674,450	25,182,380	24,660,740
ペットボトルの再資源化(売却)	2,586,150	2,423,925	3,099,600
鉄、アルミ等の資源ごみの売却	3,370,600	5,400,180	450,840
計	31,631,200	33,006,485	28,211,180

② 民間委託等の推進

これまで表2のとおり民間への委託を行ってきました。平成22年度から実施しているごみ焼却運転管理業務の一部民間委託については、平成29年度以降は全面委託とする方針です。



(ごみ焼却運転管理業務の一部民間委託：中央制御室)

表2

実施年度	取組事項
平成17年度～	廃プラスチック減容処理施設管理業務の民間委託
	ペットボトル分別、キャップ・ラベル等除去委託
平成22年度～	ごみ焼却運転管理業務の一部民間委託

今後、他の分野においても、行政として責任を明確にした中で、より効率的かつ効果的な事務事業を推進するため、更に民間にできることは積極的に委託し、民間*ノウハウの活用を進めます。

③事務・事業の簡素効率化

現行の事務事業の評価・分析を行い、簡素効率化による経費節減に努めます。

(2) 定員管理及び給与の適正化の推進

新規の行政需要による業務量の増加に対しても極力増員を抑制し、職員の給与水準及び制度のより一層の適正化を推進します。

また、定員・給与等の状況については、住民にわかりやすい形での公表に努めます。

①定員管理の適正化

表3にはこれまでの取組を、表4は過去5年間の職員数の推移です。行政目標を達成するために、職員数の削減が行政サービスの低下につながらないように適切な定員管理を行うとともに、事務事業の推進に必要な職員数を見きわめ、その進捗に応じた人員配置を行います。

表3

実施年度	取組事項
平成18年度～	補導センター派遣教員の非常勤嘱託職員への切替え
	退職不補充等（平成18年度～平成22年度までに6名削減）
平成19年度～	職員定数条例の改正（63名から59名に削減）
平成21年度～	ごみ・し尿処理施設における総合的な人員配置の検討
平成22年度～	ごみ焼却運転管理業務の一部民間委託

表4

（各年4月1日現在）

平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
53	53	52	49	47

※過去5年間で6名の削減

②給与の適正化

給与の適正化については、これまで表5による取組を行ってきました。

今後も職員の給与については、人事院勧告に準じた改正を行い、国、県及び構成市町との均衡を図るとともに、給与制度及びその運用の適正化を推進します。

また、各種手当等についても適正化を図ります。

表5

実施年度	取組事項
平成16年度～	退職時特別昇給の廃止
平成18年度～	給料表水準の引下げ（給与構造改革）
	調整手当及び特殊勤務手当（補導センター）の廃止
	管理職手当及び通勤手当の削減
平成21年度～	特殊勤務手当の日額化及び対象職員の見直し（ごみ・し尿処理施設）

③定員・給与等の状況の公表

平成18年度に「御坊広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、住民に公表しているところですが、今後、ホームページを通じて総務省が示した「*地方公共団体給与情報等公表システム」に係る統一様式に沿った公表についても検討し、住民が団体間の比較分析を十分行えるような工夫を講じた公表に努めます。

(3) 効率的な行財政運営と職員の能力開発等の推進

行政需要が増大する中、財政運営の健全化を図るため、人件費を含む経費全般について節減合理化を進めます。

また、職員の政策形成能力・専門的知識の向上を図り、行政課題に的確に対応できる人材育成に努めます。

①効率的な行財政運営

これまで表6による取組を行ってきました。今後の取組としては、コスト意識と経営感覚を持って、歳出全般における経費の節減合理化を図るとともに、中長期的な視点に立った効率的な行財政運営に努め、厳しい財政状況にある構成市町の分担金の縮減と平準化を図ります。

表 6

実施年度	取組事項
平成17年度～	各種補助金の削減
	各種団体からの脱会（会費の削減）
	県内出張に係る日当の廃止
平成18年度～	ごみ処理施設に係る電気受給契約の見直し（電気料金の削減）
平成20年度～	職員福利厚生事業実施委員会補助金の廃止
	女性職員の事務服の廃止
平成21年度～	長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定
	焼却設備点検料、補修費審査業務委託（点検料、修繕料の削減）
平成22年度～	各種図書追録の見直し

②公会計の整備

新地方公会計制度による*財務諸表（バランスシート、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の整備を図るとともに、構成市町においての連結財務諸表の公表に加え、今後、本組合単体の財務諸表の公表の必要性について検討します。

③人材育成の推進

これまでの取組としては、和歌山県市町村職員研修協議会及び各種研修機関に職員の派遣を行ってきました。

今後、政策形成能力や創造的能力の強化のため、多種多様な研修の機会を提供して職員の資質向上を図るとともに、既存の枠組みや前例にとられない目的意識やコスト意識の徹底など、職員の育成・意識改革に努めます。

また、能力・実績を重視した公正かつ客観的な人事評価システムの構築を目指し、職員の意欲・能力を最大限に引き出すために、現行の職員勤務評定制度などの実施・検証・見直しを繰り返していきます。

(4) 公正の確保と透明性の向上

これまでの取組は表7及び表8(関連条例等)のとおりですが、情報公開や住民への説明責任という観点から、今後、ホームページに例規集(規約、条例、規則等)を掲載するとともに、重要施策・各種計画の進捗状況等を掲載するなど、ホームページの充実を図り、積極的な行政情報の提供に努めます。

また、適正で効率的な行政運営の確保を図るため、監査委員による監査の充実・強化を図ります。

表7

実施年度	取組事項
毎年度	予算・決算等の財政状況の公表(年2回)
	統計情報の公表
	議会の議決状況の公表(年4回)
平成22年度～	地球温暖化防止実行計画の実施状況の公表

表8

施行年度	条例等の名称
平成18年度	情報公開条例
	議会の情報の公開に関する規則(議会規則)
	監査委員の情報の公開に関する規程(監査委員規程)
	日高郡公平委員会の情報の公開に関する規則(公平委員会規則)
	文書事務取扱規則(情報公開制度に対応)
	個人情報保護条例
	議会が保有する個人情報の保護に関する規則(議会規則)
	監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程(監査委員規程)
	日高郡公平委員会が保有する個人情報の保護に関する規則(公平委員会規則)